

移転価格の 実務対応解説シリーズ 【テーマ別】

第2号：急激な為替変動下における移転価格調整の留意点



目次

1.	はじめに.....	3
2.	移転価格で検討すべき為替リスクと対応.....	3
3.	移転価格上の為替リスクの調整方法.....	4
4.	為替リスク対応における留意点	5
5.	まとめ.....	6

1. はじめに

国境を越えた取引が常態化しているグローバル経済下において、各國通貨の為替レートの変動が企業収益に与える影響は、その取引規模や種類に比例して大きく、また対応が複雑になる傾向にあります。世界各国で事業を展開する多国籍企業にとっては、移転価格ポリシーに基づきグループ会社間の取引価格を設定していても、自国通貨や機能通貨と異なる通貨で取引をしている場合(または機能通貨と取引通貨が同じ場合においても、為替リスクを負担している場合)、急激な為替変動により関連会社間の収益バランスが崩れ、意図せずして移転価格ポリシーと不整合な利益配分に陥った結果、税務当局から思わぬ指摘を受ける可能性があります。

多国籍企業におけるグループ会社間取引は、第三者間の取引とは異なり、グループの全体最適の観点から取引価格を設定することが理論的に可能です。各国の税務当局は、自国の課税所得が損なわれることを防ぐため、グループ会社間の取引価格が独立第三者間であった場合に成立したであろう取引価格(いわゆる、独立企業間価格)で価格設定をすることを求め、移転価格制度を導入し、執行しています。

移転価格税制の執行においては、グループ間取引に関連して企業が稼得する利益水準を以って取引価格の妥当性を検証することが多い傾向にあります。この特徴により、特定の通貨による取引価格が一定だとしても、為替変動が要因となって為替リスクを負担する法人の利益が増減した結果、移転価格上の問題に発展することがあります。急激な為替変動下において対応が後手にならないよう、検証取引における為替リスクの負担関係を整理し、自社のポリシーとして為替調整方法を事前に検討しておくことが、その後の対応を見誤らないためにも大変重要です。

2022年に急速な円安が進行して以来、2024年11月時点においても円安傾向が継続する中、取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method、以下「TNMM」)を用いて日本法人または取引相手となる国外関連者のいずれかの利益率を検証する場合において、検証法人の高い利益率が日本または相手国側の移転価格問題となり、対応に苦慮するケースが見受けられます。そこで、為替リスクのうち移転価格分析に影響を与える為替リスクを整理したうえで、その調整方法と留意点を以下に概説します。なお、本稿では、日系多国籍企業の海外子会社をTNMMで検証することを前提として説明します。

2. 移転価格で検討すべき為替リスクと対応

為替リスクとは、外貨建ての取引や資産によって、為替レートの変動により利益や価値が増減することから生じるリスクを指しますが、移転価格に影響を与える為替リスクは、概ね以下の2つの類型に分類されます。

(1) 取引リスク

外貨建てで売上または仕入等の取引を行う場合に、取引時の帳簿計上で使用する為替レート(外貨建て取引が行われた時点)と、決済時点(実際の代金の受け払いがなされた時点)での為替レートとの差異によって発生するリスクです。例えば、日本の製造会社が米国の仕入先にドル建てで支払いをする場合、契約締結後、支払い前に円安になると円建てベースでの支払額が増加することにより日本の製造会社の収益性が低下します。

(2) 経済リスク

為替レートの変動が、中長期的に企業の競争力や需要に影響するリスクです。例えば、日本の製造会社が米国で製品を販売している場合、円安になるとドル建てにおける製品の価格が安くなり、米国の競合製品に対して有利に働きますが、円高になるとドル建てでの競争力が落ち、不利に働きます。

上記の為替リスクのうち、取引リスクにより生じた利益の増減は、日本の企業会計上、損益計算書には「為替差損益」として営業外損益項目に分類・計上されることから、営業損益段階における検証が多い移転価格分析への影響は通常ないと考えられます。措置法通達66の4(4)-3においても、取引日と決済日の差額により生じた為替差損益は独立企業間価格に含まれないこととしているため、為替差損益が検証対象損益に含まれている場合は控除する必要があります。

また、会計上、為替差損益を日本と同じく営業外損益として計上する国においても、検証対象取引に関連する為替差損益と見做せると判断した場合、為替差損益を営業損益に組み替え、この組替損益を検証目的で使用する実務も見受けられるため、海外子会社側を検証対象とする場合には、この限りではないこともあります。

急激な為替変動時においては、取引リスクは為替差損益を個別に捕捉することにより移転価格の問題とは区分して取り扱うことができると考えられますが、経済リスクに対する取り扱いについては、措置法通達や事務運営指針、OECDガイドラインにも具体的な対応方法は言及されておらず、取引当事者のどちらが為替リスクを負担し、それをどのように負担するかは、独立企業間において想定される範囲内で、当事者間で決定すべき事項と考えられています。検討の結果、検証対象者が通常の変動を超える為替リスクを受けない場合には、検証対象損益から為替リスクによる損益への影響額を含め

て検証することになりますし、為替リスクを検証対象者が負担する場合には、当該影響額を何かしらの方法により特定して検証対象損益から控除することになります¹。

この点に関して、OECD ガイドラインでは、取引としての性格を有するものであるか及び検証対象者がそれらに責任を有しているかによって決定されることとなっています²。そのため、中長期的な為替変動により製造コストをはじめとする企業のコスト構造や競争条件に影響を与えるなど、その影響を特定して除外することが難しい経済リスクに対応するうえで、検証対象者による為替リスクの負担関係にかかわらず、同様の為替リスクを負担する比較対象企業を選定することができれば、為替リスクに係る定量的な調整が不要となると考えられることになります。

いずれにしても、それぞれの国外関連取引において、機能リスク分析の一環として適切な為替リスクの負担関係を整理しつつ、取引当事者のどちらが為替リスクを負担するのか、双方で為替リスクを分担する場合は、分担する割合をあらかじめ決めておくこと等、事前に詳細検討をしておくことが望まれます。

3. 移転価格上の為替リスクの調整方法

取引当事者間における為替リスクの負担関係を決めた後、今度は為替リスクの調整方法を検討することになります。親子会社間での取引においては、為替レートに係る取引条件を決定するのは、通常、親会社側であり、為替リスクの負担能力も親会社側にあることが多いため、特に機能リスク限定型の海外子会社には為替リスクを負担させるべきではないという考え方があります。他方、急激な為替レートの変動があった場合には、非関連者間であっても取引価格に何からの調整がなされ、どちらか一方のみが為替リスクを負担することは考えにくいことから、為替リスクの一部は子会社側に負担させるべきであるとする考え方もあり、事案ごとの事実と状況により個別検討を要します。

為替変動による影響を軽減させるための移転価格上の調整方法(つまり、為替リスクの差異の調整方法)は、取引当事者間の為替リスクの負担関係により、以下のように、いくつかのアプローチに集約される傾向にありますか、確立された手法は存在せず、個々の事案における税務当局との交渉によって、結論が異なる可能性があることを十分留意したうえで対応案を検討する必要があります。

- 比較対象企業による調整方法:

比較対象企業の情報が十分得られる場合は、為替リスクそのものを定量的に調整するのではなく、検証対象企業と同様の為替リスクを負担する比較対象企業を選定する方法があります。実務的な対応として用いられる方法ではありますが、多くの場合、比較対象の候補企業が取引先とどのような為替リスク配分をしているのか、為替リスクの負担関係を公開情報から把握するのは極めて困難であり、外貨建てで取引をしていることが分かったとしても、為替リスクをどの程度取引価格へ反映できているかまでは、内部取引でない限り、そのような情報にアクセスすることは通常できません。そのため、販売会社の場合、主な仕入先が国内か海外か、外貨建てで取引をしているか否かといった情報をもとに、比較対象企業による為替リスクの負担の有無を判断するのが現実的な対応となります。しかし、為替リスクの負担関係について十分な比較可能性が確保できているかは議論の余地が残る対応方法でもあります。

- 為替リスクを特定せずに調整する方法:

例えば、米国子会社が現地における販売のために日本親会社から製品を仕入れている取引があり、米国子会社を検証対象とした TNMM を適用した結果、為替変動の影響で子会社の実績値が独立企業間利益率レンジを下回ったとします。このとき、レンジに収めるための調整分すべてを日本親会社に負担させる方法があります(反対に、利益率レンジの上限値を超えた場合は親会社がその恩恵を享受する)。他のさまざまな利益変動要因を含め、利益率レンジの範囲内における影響は子会社側の損益に影響しますが、その範囲外においてはすべて親会社が負担する方法であり、日米間のように期末の一括価格調整金の規定が整備され、執行上も可能な法域間における取引については、実務上取り入れることが可能な対応といえます。

- 為替リスクを特定して調整する方法:

上記の例と同様、TNMM により米国子会社を検証する場合、為替レートの基準値に一定の幅(レンジ)を設けて、検証年度の為替変動が当該レンジ内に収まる限り調整はせず、上下に超える場合にのみ、1 円あたりの為替変動による損益への影響額を計算して検証対象損益に加減算した後の調整後検証対象損益を以って、独立企業間営業利益率レンジと比較検証する方法があります。

¹ ここでは、通常の変動を超える為替リスクの負担に係る取り扱いを前提としています。そのため、為替リスクを検証対象損益に含めると、為替リスクの影響で検証対象損益が独立企業間利益率レンジから外れる場合は、親会社側が対応する影響額を負担(または享受)することになります。他方、為替リスクによる影響額を検証対象損益から除外すると、通常の変動を超える為替リスクが生じた場合においても、子会社側でその影響額を負担することになります。

² OECD 多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン(2022 年版)パラグラフ 2.88

この為替レンジの超過分に係る調整は、子会社側が為替リスクを負担するケースになりますが、取引当事者間のリスク負担関係によっては、70:30 や 50:50 等の割合で分担することがより適切な場合もあります。

為替レートの「基準値」としては、検証年度の予算策定時の想定為替レートや検証年度前の一定期間の為替レートの平均値が考えられますが、為替レートの変動に周期性があることを示せる場合は、当該期間における平均値を基準値とすれば、より客観的な指標とみなされる可能性が高くなると思われます。

また、為替レートの基準値に対してどのような幅(レンジ)を持たせるかは、基準レートの上下 5% や 10% のような任意のレンジ加え、(平均為替レートを基準値としている場合は)四分位レンジ等の統計的手法を用いて決める方法により「為替変動許容レンジ」とすることも考えられます。

さらに、法人税法において、外国為替相場の著しい変動があった場合には、外貨建て資産等の期末時の為替レートによる換算のし直しが認められており(法令 122 の 3①、基本通達 13 の 2-2-10)、以下の算式の結果 15% に相当する割合以上になる場合に適用できるとされていますため、この「15%ルール」を準用することも選択肢の一つとする余地があるかもしれません。ただし、この方法は、外貨建て資産等の期末日における円建てへの換算のし直しを目的としたルールであるため、移転価格上の為替リスク調整において認められるかは定かではなく、特に、取引相手国との相互協議を要する二国間 APA(Advance Pricing Arrangement) 等においては、相手国の当局へ説明する際の十分な根拠材料とするのは難しいかもしれません。

期末日レートによる 円換算額	－	円建帳簿価額 (発生時レートによる 円換算額)
期末日レートによる円換算額		

最後になりましたが、為替レート変動の影響を製品価格に転嫁できる業界であれば、為替変動による検証対象損益への影響はなく、調整が不要となるケースもあります。他方で、為替リスクの影響を十分に価格転嫁できない多くのケースでは、業界全体として価格転嫁が難しいことを示す一つの方法として、日銀や政府機関、国際機関等が公表する製品種類別の企業物価指数を参照して、対象製品の物価変動の動きと取引通貨間の為替変動の動きに相関性が認められる場合には、斯様な分析資料を用意しておき、検証対象損益の利益率の変動が移転価格以外の要因にあることを間接的に示す一つのサポート材料にすることが有用と考えられます。

4. 為替リスク対応における留意点

急激な為替変動下においてどのような移転価格調整をする場合においても、リスク管理方法を事前に十分検討・整理しておき、為替リスクが検証対象損益に影響が及んだ時には、その結果を移転価格文書に記載して、税務当局に対して説明できるようにすることが重要です。

後手の対応とならないためにも、取引当事者のどちらがどの程度為替リスクを負担することとしているのか、その理由を含め、事前に整理しておき、移転価格ポリシーとして策定したうえで定期的に見直しをすることが、結局のところ、急激な為替変動のようなコントロール不能な状況に対する移転価格リスクの低減においても重要な役割を果たすことになると思われます。

また、リスク管理の効果を定期的に検証し、常に実態に沿った分析をすることにより、為替リスクにかかわらず、認識できていなかったその他のリスクが明らかになることもあります。そのため、ポリシー策定後は、従前のポリシー内容を機械的に更新するのではなく、分析アプローチの変更も視野に入れて見直しをかけることが肝要です。

さらに、移転価格ポリシーの見直しによって利益配分が変化する場合には、その理由や根拠を明確にしておき、各国の移転価格実務の執行状況も踏まえた対応を心掛けることが求められます。昨今の急激な円安のような為替変動は企業の業績に大きな影響を与え、多国籍企業におけるグループ間の取引価格を通じて取引当事者双方の損益の変動が移転価格上の問題を引き起こすことがあります。そのため、為替変動による各関連者の収益への影響度合いを把握し、関連者間取

引における定期的なモニタリングと柔軟な価格改定や価格調整金の導入検討などを含め、移転価格ポリシーの策定とその運用を常にアップデートする姿勢が問われます。

5. まとめ

為替変動による移転価格への影響やその対応方法として、機械的に当てはめることができる一つの解は残念ながらありません。それゆえに、個別事案の対応をすべて事後に検討するのではなく、取引当事者のどちらがどの程度為替リスクを負担することとしているのか、その理由を含め、事前に整理しておき、グループとしての（あるいは取引毎の）調整方法を移転価格ポリシーとして策定し定期的に見直すことが、急激な為替変動のようなコントロール不能な状況に対する移転価格リスクの低減にも有効に働くことに繋がります。

移転価格における為替リスクの問題は、古くからさまざま試みがされ、二国間 APAにおいても採用されている事例はあるといわれていますが、確立された手法はなく、過去の APA で採用された方法や税務調査で否認を受けなかった調整方法においても、別の事案や当時とは状況が異なる今後の調査において同様の方法が認められるとは限りません。本稿では、移転価格の観点からとりうる為替リスク調整の案をいくつかご紹介しましたが、為替リスクに対する移転価格調整を検討する場合は、各事案の個別の事情を十分に勘案したうえで、実務上とりうる最も適した方法を検討する必要があります。

お問い合わせ先

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

PwC 税理士法人

国際税務サービスグループ(移転価格)

ディレクター 立花 孝康

【お問い合わせフォーム】

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.